

新型コロナウイルス感染症の取扱い

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更され、

- ・陽性者・濃厚接触者に対し外出自粛を求めない。
 - ・濃厚接触者を特定しない。
 - ・外来医療費（新型コロナ治療薬を除く。）は自己負担とする。
 - ・日常における基本的な感染対策の実施についても対応を求めない。
- など、個人や事業者の判断になりました。

センターでは、国の方針変更を受けて、新型コロナウイルス感染症の取扱いを以下のとおりとします。

1 陽性者は周りの方にはうつさないよう配慮をお願いします。
(国では、発症翌日から5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨)

2 業務中、お客様の前では、重症化リスクの高い方や高齢者への感染を防ぐため、マスク着用をお願いします。

3 重症化リスクの高い方は、通勤時等混雑した電車やバスに乗車する時はマスク着用を推奨します。